

## 大阪市清掃ボランティア活動用清掃用具交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の環境美化の促進を図るとともに、市民の快適な生活環境を確保し、もって国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを推進するため、市内の道路又は公共の広場等の清掃ボランティア活動（以下「清掃ボランティア活動」という。）を実施する者に対し、清掃ボランティア活動を行うために使用する用具（以下「清掃用具」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (交付の要件)

第2条 清掃用具の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた清掃ボランティア活動を実施する団体とする。

- (1) 清掃ボランティア活動を概ね月1回以上継続して実施する計画があること。ただし、環境局長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。
  - (2) 本市その他の公共的団体から、清掃ボランティア活動に係る補助金、委託料等の財政上の援助を受けていないこと。ただし、その援助の対象とされる事業や活動の範囲を越えて清掃ボランティア活動を行う場合は、この限りではない。
  - (3) 構成員が10名以上であること。ただし、環境局長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、環境局長が特別の事由があると認めるときは、清掃ボランティア活動を実施する個人においても清掃用具の交付を受けることができるものとする。

### (清掃用具の種類等)

第3条 清掃用具の種類及び交付の数量は、次表の範囲内とする。

清掃用具の種類	交付の数量
ほうき (シダほうき・ 竹ほうき)	清掃ボランティア活動1回当たりの平均参加人員又は参加見込人員（以下「平均参加人員等」という。）と同数とする。ただし、200本を上限とする。
火ばさみ	平均参加人員等と同数とする。ただし、200本を上限とする。
ちりとり	平均参加人員等の4分の1の数（端数は切上げ）とする。
十能	平均参加人員等の4分の1の数（端数は切上げ）とする。

熊 手	平均参加人員等の4分の1の数（端数は切上げ）とする。
軍 手	平均参加人員等と同数とする。
ごみ袋 (20L・45L)	清掃ボランティア活動により収集するごみの量に応じた数とする。

2 前項に掲げる清掃用具以外の用具であっても、環境局長が特に必要と認めるものは交付することがある。

(交付の申込み)

第4条 清掃用具の交付を受けようとする者は、環境局長に対し、清掃用具交付申込書（第1号様式）を提出するものとする。

(交付の決定等)

第5条 環境局長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、第2条に定める要件に該当するとともに、第3条に定める数量の範囲内であり、かつ、予算の範囲内であると認めた場合は、清掃用具を交付するものとする。

- 2 環境局長は、前項の規定による確認の結果、清掃用具の交付の可否を決定したときは、清掃用具交付通知書兼受領書（第2号様式）により、申込みを行った者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定により清掃用具の交付を受けた者は、受領書（第2号様式）を環境局長に提出するものとする。

(遵守事項)

第6条 清掃用具の交付を受けた者は、当該清掃用具の使用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 清掃ボランティア活動以外に使用し、第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は売却しないこと
- (2) 紛失・盗難、破損等のないように適切に管理すること

(再交付)

第7条 清掃用具の交付を受けた者は、通常の使用により損耗又は破損したことにより清掃用具として使用することができなくなった場合又はやむを得ない事情がある場合は、環境局長に対し、清掃用具の再交付を申し込むことができる。

- 2 前5条の規定は、清掃用具の再交付に係る手続きに準用する。

(清掃用具の返還)

第8条 清掃用具の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、清掃用具の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 団体の活動を停止し、又は解散したとき
- (2) 虚偽の申込みをしたことが明らかになったとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境局長が必要と認めるとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が定める。

(実施時期)

第10条 この要綱は、昭和57年9月1日から施行する。

付 則

この改正要綱は、平成2年4月1日より実施する。

付 則

この改正要綱は、平成9年4月1日より実施する。

付 則

この改正要綱は、平成21年6月1日より実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱は、施行日以降に申込書を提出した者に適用し、同日前に行つた清掃用具の交付申込みについては、なお従前の例による。

## 第1号様式

申込番号:

大阪市環境局長様

年 月 日

## 清掃用具交付申込書

申込区分	新規・再交付（用具数量を除く変更あり・なし）		
団体名			
代表者又は個人名	(構成人員 人 / 1回あたり平均参加人員又は参加見込人員 人)		
住所			
電話番号			
用具搬送先	住所と同一の場合は記入不要		
交付申込用具及び数量			
◆シダほうき	本	◆熊手	本
◆竹ほうき	本	◆軍手	双
◆火ばさみ	本	◆ごみ袋 20L	枚
◆ちりとり	個	◆ごみ袋 45L	枚
◆十能	本	◆	

## 清掃ボランティア実施計画（新規申込もしくは変更時のみ記入）

清掃活動区域(清掃場所) 及び後ごみ集積場所 ※できるだけ詳しく記載してください。	清掃活動1回あたりの後ごみ発生量(見込) 20L : 袋 / 45L : 袋
活動予定日及び活動時間帯 ※記載例: 月1回第2水曜日11時~13時、月3回10日・20日・30日、毎週月曜日9時~10時等計画内容は詳しく記載してください。	
活動場所の地図 ※目印になるものを記載してください。	
<input type="checkbox"/> 上記の清掃場所において、大阪市より清掃ボランティア活動に係る補助金、委託料等の援助を受けていない	
後ごみ処理方法	回収希望 • 自己処理

内容に変更のあった場合は、すみやかに再提出してください。

第2号様式

年 月 日

## 清掃用具交付通知書

住所 大阪市 区

団体名又は個人名

大阪市環境局長

申込番号\_\_\_\_\_の内容について、審査の結果、大阪市清掃ボランティア活動用清掃用具交付要綱第2条に（適合する・適合しない）ことから、清掃用具を交付（する・しない）。

### 確認事項

- 清掃ボランティア活動以外に本清掃用具を使用しないこと。
- 紛失・盗難等のないように適切に管理すること。
- 活動を停止した場合は、本市からの求めに応じて、速やかに返還すること。

× 切り取り線

申込番号:

第2号様式

## 受 領 書

次の清掃用具について、確認事項を了承し、清掃ボランティア活動用として受領した。

◆ シダほうき	本	◆ 熊手	本
◆ 竹ほうき	本	◆ 軍手	双
◆ 火ばさみ	本	◆ ごみ袋 20L	枚
◆ ちりとり	個	◆ ごみ袋 45L	枚
◆ 十能	本	◆	

年 月 日

住 所

団体名又は個人名

### 確認事項

- 1 清掃ボランティア活動以外に本清掃用具を使用しないこと。
- 2 紛失・盗難等のないように適切に管理すること。
- 3 活動を停止した場合は、本市からの求めに応じて、速やかに返還すること。